

# 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業

## 地域外副業・兼業人材活用促進事業補助金に関するQ & A

令和7年12月1日時点（Q & Aは随時更新）

### 補助対象経費（期間）

Q1 副業・兼業人材が契約期間中に退職してしまった場合でも、要した移動費は補助対象となりますか。

A 補助金の交付決定日から退職までの期間に要した移動費は、補助対象となります。

（根拠：交付要綱第3条(1)）

### 補助対象者

Q2 昨年度、鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材を活用し、補助金を受け取りましたが、今年度も継続して副業・兼業人材を活用する場合、補助金の対象となりますか。

A 補助金の受取りの有無を問わず、対象となります。

ただし、今年度、新たに交付申請手続きが必要です。

（根拠：交付要綱第19条第2項）

### 補助対象経費（移動費）

Q3 航空賃や鉄道賃については、パック商品や早割等の各種割引を利用しなければなりませんか。

A パック商品や早割等の各種割引の利用は必須ではありませんが、パック商品や早割等を利用した場合には、その金額が対象経費となります。

（根拠：交付要綱別表、実施要領4(1)）

### 補助対象経費（移動費）

Q4 タクシーは使えますか。

A 次のいずれかに該当する場合に補助対象となります。

（根拠：実施要領4(1)）

- 就業地から半径1km以内に鉄道の駅、バス停がない場合
- 鉄道、バスの便数が少なく、時間的な制約により、タクシー以外の公共交通機関による移動では業務に支障をきたす場合（就業前1時間前まで、就業後1時間後までに鉄道・バスの便がない場合）

### 補助対象経費（移動費）

Q5 移動費（交通費や宿泊費）の補助対象経費の上限額は、決まっていますか。

A 交通費の上限額はありませんが、宿泊費の上限額は税抜10,800円となります。

なお、交通費は1回の往復移動に係る交通費の実費負担の合計が税込10,000円未満の場合、補助対象外となります。

（根拠：交付要綱別表、実施要領4(1)）

### **補助対象経費（移動費）**

Q6 実際に要した宿泊費が上限額（10,800円）を超えた場合には、補助金額はどうなりますか。

A 実際に要した宿泊費に110分の100を生じた額の10分の8と上限10,800円のうち、いずれか低い金額が補助金額となります。 (根拠：交付要綱別表、実施要領4(1))

例：補助対象経費が税込22,000円の場合

$$22,000\text{円} \times 100 / 110 = 20,000\text{円}$$

$$\begin{aligned}\text{補助金額は } & 20,000\text{円} \times 8 / 10 = 16,000\text{円} > 10,800\text{円} \\ & = \underline{\underline{10,800\text{円}}}\end{aligned}$$

### **申請**

Q7 交付申請書の提出は、副業・兼業人材が契約日以降（契約内定を含む）、鹿児島県内に初めて訪れて業務に従事する1週間前までとなってますが、従事した日以降に申請することは可能ですか。

A 申請は、可能です。  
ただし、補助金の交付決定日以前に支払った経費については、当該補助金の対象外となりますので、ご注意ください。 (根拠：交付要綱第7条、実施要領5(2))

### **実績報告**

Q8 路線バスや普通列車など領収書が発行されない場合は、支払いを証する書類はどのようなものになりますか。

A 領収書が発行されない交通手段を利用した場合は、旅費を確認できる資料（例：経路探索ソフトによる旅費・経路の検索結果ページの写し）を提出してください。  
(根拠：交付要綱第11条(2)、実施要領4(1))

### **実績報告**

Q9 航空券の領収書を紛失した場合はどうしたらよいですか。

A 領収書の再発行を受け、提出していただく必要があります。 (根拠：交付要綱第11条(2))